



国際室 だより

No. 43

新しい外国人研究者招へい制度について

地質調査所は先進国や発展途上国との間の研究協力や技術協力 また 国際機関に対する協力など 多種多様な国際協力を行っています。その内容については 今後 おりにふれて御報告することにして 今回は外国人研究者の新しい招へい制度について御紹介します。諸外国の大学や研究機関との人的交流において 日本はいままで人を派遣することには積極的でしたが 人を呼ぶことについてはあまり重きをおいていませんでした。これを少しでも改善するために 昭和63年度から いくつかの招へい制度が新設されました。

地質調査所は 今までも いくつかの招へい制度に基づいて招へいを行ってきました。工業技術院の海外流動研究員制度 技振協委託の海外研究員招へい制度 科技厅の外国人研究者招へい制度 科学技術振興調整費の重点基礎研究外国人招へい制度などです。また 国際協力事業団の集団研修や個別研修制度による研修員の招へいもあります。しかし これらの殆どは6ヶ月以内の短期のものばかりでした。

そこで 昭和63年度より通産省は 先進国および発展途上国の 原則として 35歳未満の博士号取得者(ポストドクター)を対象にした より長期の新しい招へい制度を2つ開始しました。

先進国からの招へいは 工業技術院の「国際研究交流事業」に基づいて ポストドクタークラスの35歳未満の若手研究者を毎年10名程度招へいするものです。招へい期間は 6ヶ月ないし1年間と長いため 実質的な共同研究が可能です。地質調査所では 63年度は米国地質調査所から1名8ヶ月間 スウェーデンの王立工科大学から1名6ヶ月間 招へいしています。

発展途上国からの招へいは 国際協力事業団の集団研修の一環として「産業技術者研修コース」を発足させ ポストドクタークラスの35歳未満の若手研究者を毎年10名程度招へいするものです。工業技術院の試験研究機関で約10ヶ月間研修し 発展途上国の研究リーダーを育成することが目的です。地質調査所では 63年度はインドネシアとアルゼンチンから2名の研究者を招へいし

ています。

通産省は59年度に「特別研究員招へい制度」を設け 年間2名の研究者を5ヶ月程度招へいしてきましたが 途上国からの受け入れ枠を拡大してほしいとの要請に応えたものです。

また 科技厅もポストドクタークラスの35歳未満の若手研究者を6ヶ月ないし2年間招へいするために 63年度から 科学技術振興調整費のもとに「国際流動基礎研究制度」を創設しました。日本全体で約100人の研究者を招へいしようとするもので 100人フェローシップとも呼ばれています。地質調査所では 63年度はカナダから1名約8ヶ月間招へいしています。

また工業技術院と米国科学財団(NSF)との覚書のもとに 63年度から「米国 NSF 研究者受け入れ制度」が発足し 米国から研究者を6ヶ月ないし1年間招へいすることができるようになりました。地質調査所では 63年度は教授クラスの研究者を6ヶ月程度招へいする予定です。

このように 63年度から 海外の研究者を長期に招くという制度が一斉に始まり 地質調査所に滞在する外国人研究者の数は飛躍的に増えました。また 昭和62年度からは外国人の研究公務員への任用制度も始まっています。国際協力室では 今後とも これらの制度を十分に活用し 地質調査所の国際化を進めてゆくことが重要と考えています。

地質 ニュース	第414号	2月号
	平成元年2月1日	定価 ¥ 650
	編集	発行
	発行人	工業技術院地質調査所
	発行所	林久雄
		株式会社 実業公報社
		東京都千代田区九段南4の2の12
		〒102
		Tel. (03)265-0951(代表)
		振替口座 東京1-32466
		麹町局私書箱第21号
総発売元		株式会社 実業公報社

©1989 Geological Survey of Japan

●本誌は東京都中央区榊八重洲ブックセンター本店に常備してあります。